

# 支部ニュース

2025年6月 No.618

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 ズン文京関口Ⅱ202号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

発行 自由法曹団東京支部

- サマーセミナーにご参加ください・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局長 早田 由布子
- 「学術会議解体法の成立を受けて  
～軍拡・軍事研究の暴走を許さない取り組みを強めよう」・・・・・・・・・・幹事長 久保木 亮介
- 憲法9条学習会のご報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務局次長 伊久間 勇星
- 大軍拡反対請願署名&企業・団体献金禁止ネット署名に取り組もう♪  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・東京法律事務所 中川 勝之
- 福島等さんと歴史の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・お茶の水合同法律事務所 小口 克巳
- 事務局次長就任挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・東京法律事務所 伊久間 勇星

## サマーセミナーにご参加ください

事務局長 早田 由布子（旬報法律事務所）

毎年恒例のサマーセミナーを、2025年8月22日（金）～23日（土）の日程で行います。

メイン講演は、内田聖子さんにお引き受けいただきました。内田さんは『デジタル・デモクラシー ビッグ・テックを包囲するグローバル市民社会』の著書があり、民主主義をめぐる国際動向も含めた状況について発信を続けています。一方、杉並区・岸本聡子区長の選対本部長を務めたことでも知られ、地域に根差した市民運動を実践しています。

ポピュリズムの広がり、世界で何が起きているのかについて広い視座を示していただき、さらに、足元からの運動づくりに関する実践的なお話を伺うとともに、デジタル立憲主義（デジタル社会の中で人権をいかに確立していくか）についてもお話しいたきます。

団東京支部としても、昨年の東京都知事選以降特に顕在化した日本におけるポピュリズムとどう向き合うかが大きな課題となる中、示唆に富むお話をうかがえると思います。

また2日目は、団員が力を注いでいる弁護団活動の経験を共有するための内容を、担当次長において鋭意企画中です。

ぜひ奮ってご参加ください！

- 日程 8月22日(金) 13時～ 23日(土) 12時  
1日目 講演 内田 聖子 氏  
「デジタル社会と民主主義 ～杉並の経験を踏まえて」  
取組交流等、夕食懇親会  
2日目 企画

■場所 和風リゾートホテル KKR鎌倉わかみや  
住所：〒248-0014 神奈川県鎌倉市由比ガ浜4-6-13 TEL:0467-25-4321

■費用

<宿泊予定の方(1泊2食、会議費含む)>

77期	無料
73期～76期	1万円
68期～72期	1万5000円
67期以上	2万2000円

<web参加の方(資料代等)>

77期	無料
76期以上	3000円

■申込期限 2025年 8月 1日

～サマーセミナープレ企画のご案内～  
7月18日(金)の幹事会内で学習会を行います。  
(幹事会14時30分～、学習会16時～)



杉並区の状況に詳しい青龍美和子団員による勉強会を開催します。  
ぜひこちらもご参加ください。

## 「学術会議解体法の成立を受けて

### ～軍拡・軍事研究の暴走を許さない取り組みを強めよう」

幹事長 久保木 亮介（中野すずらん法律事務所）

日本学術会議「独法化」法が、6月11日、参議院本会議で可決成立しました。同法は、首相任命の監事や評価委員会、外部者による選定助言委員会を設置することで、学術会議の人事・運営・財政に政府が介入することが可能となる、学術会議の解体を本質とするものであり、その成立を阻止できなかったことは非常に残念です。

この法律の目的は、戦前の科学者の戦争への協力の反省から科学者の総意のもと平和的復興と人類社会の福祉に貢献するとして旧学術会議法の前文を削除したことに、よく表れています。国会での審議では、学術会議が軍事研究を拒否したこれまでの3度の声明を、日本維新の会が「学問の自由を奪う」等と攻撃し、日本学術会議を軍事研究に貢献する組織にするよう露骨に要求したのに対し、政府はこれを否定しませんでした。「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は、今度の法案で解任できる」（坂井内閣府担当相、9日の衆院内閣委員会）との答弁に現れているように、専門の見地から軍拡や軍事研究に批判的又は慎重な意見を述べる会員は、「特定のイデオロギー」を持つ者として解任することが狙われています。

当の学術会議が法案に懸念を表明し修正を求めている下で、かつ、2020年の菅政権下での法解釈変更による6名任命拒否につき検討文書の全面開示をしないまま、現政権がこのような法律を成立させたことも、極めて許しがたいことです。

成立を阻止できなかったとはいえ、国会審議中、法案に反対する声は急速に広がりました。200を超える学会・協会や日弁連・単位会、多くの市民団体が反対声明を出し、任命拒否された加藤陽子氏・小沢隆一氏らを含む学者の座り込み、「法案に反対する学者・市民の会」による「人間の鎖・ヒューマンチェーン」行動が連日取り組まれました。

団東京支部も5月28日、29日、6月10日に衆議院・参議院前で行われた人間の鎖行動に支部として参加、6月10日には埼玉支部から駆けつけた伊須団員と共に、法案反対の声を上げました（写真参照）。



法案に反対するFAX攻勢にも、支部の多くの団員・団事務所が取り組みました。この闘いに参加された支部の皆さん、大変お疲れ様でした。

反対運動の先頭に立った東京大学教授（科学史）の隠岐さや香氏は、「ここで終わりではない。アカデミーへの政府の介入が強まった後にやり戻しが起き、組織が蘇った例は、イタリアやフランスなど様々

あり、やり直しはいつでもできる」と指摘しています。

「学術の軍事動員を許さない取り組みをいっそう強める決意」（自由法曹団本部、6月12日声明、団HP）を新たにし、学術会議の独立性を守り、軍拡と軍事研究の暴走を阻止する闘いを強化してゆきましよう。



## 憲法9条学習会のご報告

事務局次長 伊久間 勇星（東京法律事務所）

6月19日、支部の拡大幹事会において、憲法9条についての各党の見解について各次長が担当してレポート報告を行いました。

以下、報告の内容を要約してご紹介いたします。

### 1 れいわ新選組（早田事務局長）

#### ○基本的な立場

憲法9条が戦後の日本が度重なる「外圧」に対抗し、国際紛争に関与しないために寄与してきた役割は極めて重要であることを踏まえ、現行の条文は維持するというのが党の方針。

「れいわ新選組は改憲より経済」ということを繰り返し発言しており、憲法9条に関しては普段積極的に発信しておらず、憲法については25条を中心に発信している。

#### ○党の発言

「米に隷従して武器輸出解禁、中国の的になりに行くような事はやっちゃいけない。」「軍事ビジネスで儲かるのは一部の日米の資本家だけです」（大石あきこ衆院議員・共同代表）。

また、党としての外交政策には、国際NGOの一員としてアフガニスタンや東ティモールで紛争解決・武装解除に携わった伊勢崎賢治氏の考えが大きく影響しており、彼からは沖縄や北海道は将来的に、米軍基地はもちろん自衛隊基地もなくして「非武装化」すべきだとの考えが示されている。

## 2 公明党（小河事務局次長）

### ○基本的な立場

公明党は制定時に想定されなかった新しい理念や、改正でしか解決できない課題が明らかになれば、必要な規定を憲法に付け加える「加憲」を検討すべきだという立場。

戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を定めた9条の理念を高く評価し、これを維持すべきとして、自民党の4項目の改正案のうち、「自衛隊の明記」については、多くの国民が自衛隊の活動を理解し違憲の存在とは見ていないとして、また、「緊急事態対応」は、憲法ではなく個別の法整備で対応していくべきだとして、いずれも慎重な立場。

### ○党の発言

平木大作参院議員は、憲法審査会において、「国論を二分するテーマに挑むことは多大な政治的エネルギーを使う。憲法解釈の安定性を揺るがす危険性があり、賛成できない」と明言した。一方、自衛隊は日本最大の実力組織だとして「内閣や国会による民主的統制の確保は、国民主権の原理からも重要だ」と指摘した。

## 3 参政党（伊久間）

### ○基本的な立場

憲法が占領下で外国によって作られ、その戦後体制が維持されてきた結果日本人としての自信や誇りを失ってしまったとの考えから、「改憲」ではなく「創憲」（憲法を全面的に創り直すこと）を主張している。

参政党が創る新日本憲法（構想案）では、「第4章 国まもり」という章において、自衛隊を明記する条文のほか、経済安全保障や資源開発に関する条文、外国人の参政権や財産権を強く制限する条文を定めており、安全保障と排外主義が一体化している点に特徴がある。

### ○党の発言

党首の神谷氏は党YouTubeチャンネルにおいて「参政党は三つの基本政策の中に「国の守り」というものがあります、国の守り＝軍事ではないんです。まず情報をきちっと守らないといけません。それから経済基盤を守ってきちんと保護していかないと結局食糧も作れない電気も作れないという状況ではもう戦争なんかできないでしょう。」「自衛隊みたいなものだけではアメリカへの依存が永久に続いてしまうのでアメリカとの対等な同盟を目指す。」と発言している。

## 4 国民民主党（柏木事務局次長）

### ○基本的な立場

憲法が定める平和主義・基本的人権の尊重・国民主権という基本原則を守り続けるためには、時代や状況の変化に応じて「アップデート」することが必要であるとして、憲法改正に前向きな立場。

憲法9条については、我が国にとっての急迫不正の侵害がある場合であって、これを排除する他の適当な手段がない場合には、必要最小限度の実力行使が可能である旨を憲法に明記し、海外派兵

はしない、他国の戦争に参画することはないということを条文上明らかにするよう改正すべきとの考え。

#### ○党の発言

玉木代表は、今年の憲法記念日にあたっての談話で「日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。憲法9条については、これまで9条が果たしてきた役割にも配慮しつつ、単に自衛隊の組織名を規定するだけでなく、自衛権行使の範囲を条文上明らかにすることで法的安定性を確保しなければいけません。」と発言している。

### 5 日本維新の会（沼田事務局次長）

#### ○基本的な立場

70年前に施行されて以来一言一句の改正も行われていない現行憲法を、時代の変化に合わせ、わが国が抱える具体的問題を解決するために改正すべきとの立場。

とりわけ、教育無償化、統治機構改革、憲法裁判所の設置、自衛隊明記、緊急事態条項という5点について改正案を取りまとめており、憲法9条については、第9条の2として「前条〔＝9条1項・2項〕の範囲内で、法律の定めるところにより、行政各部の一として、自衛のための実力組織としての自衛隊を保持する。」との原案を公表している。

#### ○党の発言

今夏の参院選にあたって、日本維新の会は公約において憲法9条2項の削除のほか、自衛権や文民統制の規定の明記、法による軍事裁判所の設置などを挙げる予定である。

この点について、維新の会は「米国占領時代の残滓としての基地負担を軽減させ、『自立した国家』としての歩みを進めつつ、我が国の抑止力の増強及び日米同盟の深化を行うための施策を実行する」と説明している。

### 6 感想

以上、夏の参院選に際して各党の憲法9条に対する考え方をまとめました。

報告においては、世論に対するSNS・インターネットの影響が話題に上がりました。近年伸長している新興政党（れいわ新選組や参政党）はいずれもインターネット上での広報戦略に長けており、今後の改憲に関する世論にもSNS・インターネットは多大なる影響力を持つことでしょう。

今後は、平和主義の堅持のためには、世論喚起の取り組みに加えてフェイクニュース対策も欠かせません。

# 大軍拡反対請願署名 & 企業・団体献金禁止 ネット署名に取り組もう♪

中川 勝之（東京法律事務所）

団支部総会でも提起された大軍拡反対と企業・団体献金禁止の取り組み。この具体化が署名ないしオンライン署名です。

大軍拡反対請願署名は、総がかり行動が提起したもので、2023年から取り組まれた署名を情勢にあわせて請願趣旨と請願項目をリニューアルしたもので、正式名称は、[「税金はくらしの拡充に 戦争準備の軍拡は中止して、憲法、平和、いのち、くらしを守る政治への転換を求める請願署名」](#)。

残念ながら、与党だけでなく多くの野党が大軍拡に賛成してしまっており、2025年度の軍事費は約8.7兆円。来年度は10兆円近くか突破するのではないかとこの勢いです。しかし、軍拡は平和をもたらさないばかりか、私たちのくらしのための予算が削られ、二重の意味で国力を弱める愚策です。

当事務所でも、6月の事務所の「たより」に同封しました。返信用封筒まで同封しませんでした。が、ぼちぼち返送されてきています。是非各事務所でも取り組み、大軍拡反対の声を上げていきましょう。

もう一つ忘れていけないのは、企業・団体献金禁止のオンライン署名です。

団支部ニュース4月号（616号）でも経過や取り組み等を報告しましたが、3月末に自民・公明ばかりか、国民民主が企業・団体献金を禁止しないことで合意するという許しがたい対応をし、その後はさしたる審議はなされませんでした。結局、衆院政治改革特別委員会は6月20日、立憲民主党など野党5党派提出の献金禁止法案と、存続を前提とした自民党単独提出の法案を継続審査としました。結論を得る時期は明らかにされていません。

「企業・団体献金禁止一択！」の圧倒的な世論を形成することが求められますが、そのための取り組みがオンライン署名で、現在2万8291筆（6月20日午後7時30分現在）です。実は前記ニュースの際、「現在約2万8000」と書いたもので、伸びが極めてわずかです。

軍拡、原発推進、消費税増税  
…諸悪の根源

**企業・団体献金  
禁止!**

あなたのスマホの  
カメラから

ネット署名にご協力ください

裏金、パーティー券、許さない!

自由法曹団・政治とカネPT

そこで、団本部の「政治とカネPT」として、署名促進のツールを作成しました！

- ① チラシ … 国会審議、歴史的経過、話題の消費税問題に言及しつつ、カラフル。両面の場合裏面はオンライン署名で。
- ② POP (Point of purchase) … 事務所や店舗等に置いてもらう。  
POPの使用例の写真です。

チラシもPOPもデータを送信しますので、是非ともご利用下さい。



# ＜福島等団員追悼＞

## 福島等さんと歴史の流れ

小口 克巳（お茶の水合同法律事務所）

福島等さんが亡くなった

1932年、本年3月13日死亡で享年92歳。大往生だろう。東京合同法律事務所とお茶の水合同法律事務所とでは後輩にあたるが、最初の印象がハガチー事件をめぐる監置20日という「武勇伝」だ。

1960年6月10日、安保改定のために来日したアイゼンハワー大統領秘書ハガチーが都内でデモ隊に囲まれてヘリコプターでアメリカ大使館まで逃れるという珍事が発生した。日本政府からすれば大失態である。飯森重任裁判長のもとで刑事裁判が始まった。訴訟指揮も激しかった。弁護団は、公平な裁判は期待できないとして忌避し回避も求めてたかかった。当時20代、血気盛んな青年弁護士福島さんは、裁判官が自ら退く判断もできないのかと法廷で激しく詰め寄った。これが「無能呼ばわり」とのことで、監置20日の処分をうけた。それを聞いて当時のたたかいの熱気と福島さんの熱情に感じ入った。実際は、福島さんは、監置の期間にゆうゆうと読書にいそしんで「休養できた」と言ったとのことだった。なおこの法廷での発言で、やはり団員弁護士の寺本勤さんも科料の制裁を受けた。

このエピソードとは似合わず、福島さんは事務所では後輩にやさしく、性格も温厚、事件処理も柔軟で、事件の本質をつかみ方針を周到に考え、時にはなかなか思いつかない妙案もひねり出すなど変幻自在だった。

再審事件を切り開いた先駆者

昨年袴田巖さんが58年ぶりに無罪を勝ち取ったが、再審を求める先人たちの苦難の歴史があったればこそその面を見逃してはならない。

「再審においても疑わしきは被告人の利益の原則が適用される」との最高裁判断（1975年）はその後の再審裁判を切り開いたものとされている。白鳥事件とは、札幌市内で日本共産党の弾圧に携わっていた白鳥一雄警部が射殺された事件で、日本共産党札幌市委員長だった村上国治氏が犯人とされた。日本共産党を狙いうちにした弾圧事件である。一発で白鳥警部の心臓を貫いたということで「プロの仕業」と見られる。松本清張氏も「日本の黒い霧」でも取り上げた。福島さんは弁護人としてはじめから担当した。供述はどれをとってもあやふやで、唯一の物証が白鳥警部体内から摘出された弾丸であった。これと犯人が幌見峠で射撃訓練をしたとされ掘り出された弾丸とが線条痕が一致するとして決定的証拠とされた。福島さんは、迂路を辿って当時国交がなかった中国にわたり（初の中国訪問は1964年）人民解放軍に協力を依頼、長期間土中に埋まっていた弾丸がどのように変化するか

実験が行われた。中国側の協力を取り付け、弁護団は証拠とされた弾丸が捏造であることを証明して物証を打ち破った。あとから掘り出したという弾丸の状態は長期間土中に埋まっていた状態ではないことを証明したのである。まるで袴田事件でのみそ樽からの犯行着衣の発見とうり二つである。それでも再審開始とはならなかった。しかし、再審の門を開く重要な決定を得た。そのなかで、福島さんは情熱を燃やし続けた。

#### 都市問題、住宅問題など

ハガチー事件、白鳥事件のほか戦後いくつもの弾圧事件等に参加している。松川、砂川、八海、芦別事件などあげることができる。

福島さんは、それにとどまらず、「新しい事件に事務所として取り組みたかった。」ということで、若いころから全金埼玉金剛製作所解雇事件などかずかずの労働事件にかかわり労働者の権利擁護に尽力した。その後年を経て、土地・住宅問題にも取り組んだ。柔軟な思考のなせる業だろう。公団自治協から持ち込まれた家賃裁判で多くの弁護士とともにたたかった。生活の根拠である公団住宅の家賃を市場原理に基づき地価高騰を理由に増額していくことに立ち向かった。著書「市民みんなが住もう—自活と定住の住宅論」（1988年・勁草書房刊）がある。神田駅高架下東北新幹線対策委員会で主導的役割を果たした。また、国際活動にも早い時期に取り組み先鞭をつけた。日本国際法律家協会理事も歴任した。団の先輩弁護士のなかでも幅の広さを担った。

お茶の水合同事務所での福島さんは引き続き元気そのもので声も朗々としていた。80才を超えても事務所にはほとんど毎日来て、依頼者からの事件依頼も途絶えなかった。天気がいいと「今日は歩いて帰る。」と言って颯爽と事務所をあとにして小石川の自宅まで30分ほどだろうか、徒歩で帰ったものである。なんと言っても印象的だったのは読書。福島さんは執務机で熱心に読書に励んでいた。事務所を会場にして哲学の勉強会を開催して大部のレポートを提出、参加者を唸らせていたようだ。

歴史を切り開き、ゆかいに生きた先人だった。ここから冥福を祈る。

<物故団員>

(2024年) 6月3日 浜口武人団員 11期 享年93歳

謹んでお悔やみ申し上げます

## 2025年度執行部 就任挨拶

事務局次長 伊久間 勇星（東京法律事務所）

本年から自由法曹団東京支部の事務局次長を拝命いたしました東京法律事務所の弁護士の伊久間勇星と申します。

年次を重ねる度に大きくなっていった死神の足音を聞こえぬふりをしていたものの、遂に逃れることは叶わず、毎年古の邪龍に村人を上納する因習村の生贄のような心持ちで事務局次長に就任しましたが、意外存外予想外に楽しく活動させていただいています。

先日初めて参加した憲法審査会でも、憲法に関する最先端の議論や各党の考えに触れることが出来て非常に勉強になりました。

今まで恥ずかしながら勉強不足で情勢に疎く、情勢討議の際は真剣な顔で考えているフリをしたり原因不明の腹痛を催したりすることで乗り切っていましたが、これからはそのようなことをせずに済みそうです。

しかも事務所に上納不要な手当が毎月 n 万円もいただけるのは、物価高騰やソシャゲ課金に苦しむ一市民として有難い限りです。

という私の無益な自己紹介よりも是非皆様に知っていただきたい、観ていただきたい、出来たら愛していただきたいのが今年4月から TOKYO MX ほかにて大絶賛上映中のアニメ「前橋ウィッチーズ」です。

よくある深夜の美少女アニメだと思って敬遠してしまうのは本当に勿体ないです。

何と本アニメの脚本は、自由法曹団所属弁護士イチオシドラマランキング堂々の第1位（伊久間調べ）を誇る「虎に翼」の脚本家である吉田恵里香さんの書き下ろしです。

等身大の悩みをそれぞれに抱える主人公たちが時にぶつかりあい、時に手を取り合いながら社会の理不尽や自己の抱える苦しさに向き合う「虎に翼」に勝るとも劣らない珠玉の社会派ドラマであり、人間ドラマであるのが「前橋ウィッチーズ」です。

その毎話唸らされるシナリオもさることながら豊富な劇中曲がどれも各エピソードに沿った素敵なのばかりで、ヒーローテーションは必至です。

個人的にはオープニングテーマの「スゴすぎ前橋ウィッチーズ！」が中毒性が高く、起案に行き詰ったときはこれを聞いてテンションを上げています。何ならこの原稿も「Magic っくらい、マジなほどのっぴきならない問題起こる〜♪」と絶叫しながら締切との死闘を繰り広げています。

あえて一つだけ短所を挙げるとすると、はっきり言って第1話はあまり面白くありません。かくいう私も脚本が吉田さんじゃなかったら1話切りしてしまいました。しかし、2・3話、4・5話、6～8話と



話数を重ねていく毎に面白さと奥深さがうなぎ登りしていき、つまらなかった1話も後々美しい伏線回収がなされます。

既にTV放映は最終話を迎える頃ですが、PrimeVideo等各種配信サービスでも鑑賞可能です。もしBlu-rayでの鑑賞を希望される方は、全巻3冊ずつ購入して事務所にもストックがあるので是非お気軽に私までお声掛けください。

さて、自由法曹団事務局次長としての挨拶かサンライズの回し者としての宣伝かよく分からなくなっていました。是非これからご指導ご鞭撻ご鑑賞のほどよろしくお願ひいたします。

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

### 全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

#### 主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

#### 【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかををを選んでいただけます。
- 入院による就業不能時を厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、職種レベル1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし  
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

#### 【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし  
保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願ひします。

#### <取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎  
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F  
TEL：03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)  
(受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで)

#### <引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課  
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160  
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ24-07764 2024年9月17日)